

2021年1月13日

各 位

日新火災海上保険株式会社

支払審査委員会における審査実施状況について

当社では、社外委員3名（医師、弁護士、大学教授）ならびに社内委員2名で構成する「支払審査委員会」を2006年12月に設置し、保険金のお支払において、高度な法的・医学的判断を要する場合の判断の公平性・適切性の確保をはかっています。

2020年7月から2020年12月までの間に支払審査委員会を3回開催し、計7件の事案を審査しました。このうち、お支払対象に該当しないと判断した事案は2件でした。

お支払対象に該当しないと判断した主な事案の概要は次の通りです。

保険の種類	事案の概要
車両保険 人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者が、自車運転中に意識消失しガードレール、樹木等に衝突し、受傷されました。</li><li>● 過去に複数回のおんかん発作による事故の事実を隠匿して就職して運転業務に就いていたことが重大な過失に相当し、事故状況、受診歴などから既往症であるおんかん発作を起こして意識消失したことが事故発生の原因であることから、車両保険および人身傷害保険の対象となる事故ではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li></ul>
人身傷害保険	<ul style="list-style-type: none"><li>● 被保険者は、発進しようとする相手自動車のドアを掴んだことで転倒し、受傷されました。</li><li>● 交差点内でのトラブルにより相手自動車が発進する可能性が十分に予想される状況下において相手車のドアを掴んだことが転倒事故の発生原因であり、被保険者の故意または重大な過失による行為であることから、人身傷害保険の対象となる事故ではなく、<u>お支払対象に該当しないと判断しました。</u></li></ul>